

福山市都市ブランド戦略推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、福山市都市ブランド戦略推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 福山市都市ブランド戦略（2014年（平成26年）3月31日策定、以下「戦略」という。）の推進に必要な企画、立案、実施に関すること。
- (2) 戰略の見直し、評価に関すること。
- (3) 戰略の普及、啓発、情報発信に関すること。
- (4) ブランドの認定に関すること。
- (5) ブランド認定マークの使用に関すること。
- (6) 事務に係る予算の決定に関すること。
- (7) 事務に係る決算の承認に関すること。
- (8) その他、戦略の推進に必要な事項に関すること。

2 前項第4号の認定は、別に定める福山市ブランド審査委員会の審査を経るものとする。

(構成員)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる団体が推薦する者で構成する。

(会長、副会長、監事及び会計責任者)

第4条 協議会に会長1人、副会長1人、監事2人及び会計責任者1人を置く。

- 2 会長、副会長、監事、会計責任者は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は決算書類の監査に当たる。
- 6 会計責任者は、出納の管理及び会計帳簿の整備を行う。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めたときは、協議会に有識者等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会長の専決処分)

第6条 協議会を招集する暇がないとき、又は軽易な事項については、会長は、その議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の協議会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、福山市市長公室情報発信課に置く。

(経費)

第8条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の委員の報酬については無償とする。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、2014年（平成26年）6月26日から施行する。

この規約は、2015年（平成27年）3月25日から施行する。

この規約は、2016年（平成28年）4月13日から施行する。

この規約は、2017年（平成29年）4月13日から施行する。

この規約は、2019年（平成31年）4月24日から施行する。

別表（第3条関係）

福山明るいまちづくり協議会、公益社団法人福山観光コンベンション協会、福山市、福山市自治会連合会、社会福祉法人福山市社会福祉協議会、福山市商工会連絡協議会、福山市女性連絡協議会、公益財団法人福山市スポーツ協会、福山市農業協同組合、福山市P.T.A連合会、福山商工会議所、福山食ブランド創出市民会議、福山市立大学、一般社団法人福山青年会議所、福山大学、福山物産協会、福山文化連盟、連合広島福山地域協議会